



## 岐阜県みどりの食料システム推進計画（素案）

令和5年〇月

# 目次

1	計画の概要	1
	(1) 趣旨	
	(2) 性格・位置付け	
	(3) 計画期間	
	(4) 計画の推進体制	
	(5) 計画の推進と管理	
2	目指すべき将来像、課題、環境負荷低減等に関する目標	3
	(1) 目指すべき将来像	
	(2) 将来像の実現に向けた課題	
	(3) 環境負荷低減に関する目標	[法第 16 条第 2 項第 1 号]
3	将来像達成に向けた講ずべき施策	5
	(1) 環境負荷低減事業活動の促進	[法第 16 条第 2 項第 2 号]
	①環境負荷低減農業の推進	<有機農業の推進、化学肥料・化学農薬使用量の低減>
	②温室効果ガスの削減	
	③その他、環境負荷低減事業活動	
	(2) 特定環境負荷低減事業活動	[法第 16 条第 2 項第 3 号]
	(3) 基盤確立事業の活用促進	[法第 16 条第 2 項第 4 号]
	①スマート農業・データ活用型農業の加速化	
	②新品種育成、技術開発	
	(4) 環境負荷低減事業活動の生産物の流通・消費の促進	[法第 16 条第 2 項第 5 号]
	(5) その他環境負荷低減事業活動の促進に関連する取組み	[法第 16 条第 2 項第 6 号]
4	その他（関連する計画）	9
5	用語集（※作成中）	10

## 1 計画の概要

### (1) 趣旨

人類が生存できる安全な活動領域とその限界点を定義した「プラネタリー・バウンダリー」の概念において、地球の変化に関する9つの環境要素のうち、農業分野で大きく関係する「種の絶滅の速度」と「窒素・リンの循環」については、すでに不確実性の領域を超え、高リスクの領域にある。

こうした背景の下、国際社会は、経済と環境を両立させる方向に動いており、令和3年5月には、EUが、「ファーム to フォーク戦略」を発表し、「2030年までの化学肥料使用量の半減、有機農業を全農地の25%までに拡大」とする目標を掲げたように、今後は「環境」への積極的な対応が国際基準になっていくと考えられる。

国内では、令和3年5月に国が「みどりの食料システム戦略」を策定し、その着実な推進に向け、翌年7月には、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（以下「法」という。）」が施行され、県と市町村は共同で基本計画を作成することとされた。

県内の農林水産業の現場では、生産者の高齢化の進行などによる担い手不足、農業産出額の減少などが喫緊の課題となっているほか、高温による農作物の品質・収量の低下や国際情勢等の影響による肥料などの価格高騰、輸入穀物等の供給不安定などの動向への対応が求められており、本県の農林水産業を取り巻く情勢を踏まえた「みどりの食料システム」の実現に向けた取組みが必要となっている。

よって、法第16条第1項の規定のとおり、県と県内の全市町村（岐阜市、大垣市、高山市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、岐南町、笠松町、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町、白川村）が共同して、地域の実状に応じて、互いに協力及び連携して取り組むべき施策を示した「岐阜県みどりの食料システム推進計画」を策定する。

### (2) 性格・位置付け

本計画は、県の最上位計画である『清流の国ぎふ』創生総合戦略（平成31年3月策定）、県の農業・農村振興に関する計画である「ぎふ農業・農村基本計画（令和3年3月策定）」と整合性を保ちつつ、環境と調和のとれた食料システム等の確立に向け、県と市町村の協力等により、当面5年間に重点的に取り組む方

向性について示す。

なお、本計画の推進にあたっては、環境と調和のとれた食料システム等の確立に向けた、「岐阜県有機農業推進計画」や「岐阜県スマート農業推進計画」などの県計画、市町村計画等との調和を保つものとし、社会情勢の変化や地域の取組状況などに的確に対応するため、必要に応じて随時見直す。

### (3) 計画期間

令和5年度から令和9年度までの5年間

※「ぎふ農業・農村基本計画」の改訂（令和7年度末予定）等を踏まえ、計画期間の中間年で必要に応じて見直すこととする。

### (4) 計画の推進体制

#### ① 県の役割

- ・ 県は、本計画の実現に向けて、市町村と協力及び連携の上、農林漁業者や関係団体等との意見交換等を踏まえ、本県の特性と実情に即した施策を講じるとともに、その効果を検証し、次の新たな施策を検討する。
- ・ 県試験研究機関において、農林水産業の現場で直面する課題に的確に対応した技術開発、生産体系の検証などを実施する。
- ・ 県普及組織において、生産者組織・JA等と連携し、産地が抱える課題の解決、生産力向上と持続性の両立を図る技術等の導入支援などを実施する。

#### ② 市町村の役割

- ・ 農林漁業者に最も身近な行政機関として、地域で主導的な役割を發揮し、本計画に掲げる方向性等を踏まえた、地域の実状に沿った施策を推進する。

### (5) 計画の推進と管理

本計画の推進にあたっては、「清流の国ぎふ憲章」に定められた、「知」「創」「伝」の3つのキーワードで示された取組みの姿勢を基本とし、農業者はもとより広く県民や企業、関係団体や行政が連携を図りながら、それぞれの役割に応じた取組みを展開する。

このため、県及び市町村は、農林漁業者や県民の皆様をはじめ、関係団体などと相互に連携・協働しながら、本県の特性や実状に応じた施策を講じるとともに、その効果を検証し、次の新たな取組みへと繋げていく。

## 2 目指すべき将来像、課題、環境負荷低減等に関する目標

### (1) 目指すべき将来像

人口減少・高齢化が本格化し、さらには、新型コロナウイルスなどの感染症や国際情勢等に伴う肥料などの高騰、輸入穀物等の供給不安定、地球温暖化など新たなリスクが顕在する中でも、県民に安全・安心な食料を供給できるよう、「調達」、「生産」、「加工・流通」、「消費」までの好循環による、本県の実状を踏まえた持続可能な農林水産業の食料システム等の構築を目指す。

また、上記の取組みを通じて、本県の農林水産業振興の基本理念である、「清流の国ぎふ」の未来を支える農業・農村づくり、森林づくりを推し進める。

### (2) 将来像の実現に向けた課題

- ・有機農業は病害虫・雑草対策や肥培管理が難しく、栽培技術の段階的な開発、検証が必要。特に雑草対策は負担が大きく、省力化が必要。
- ・化学肥料の代替として堆肥や下水汚泥の利用を促進するためには、耕畜連携による堆肥の供給利用体制づくりや下水汚泥の農地還元への取組拡大が必要。
- ・有機農業やGAP農産物など生産者の努力が販売価格に十分反映されていないことから、生産者がチャレンジしたいと思える環境整備が必要。
- ・温室効果ガスの削減に向け、農林水産業各分野の実状に応じた省エネの取組みや石油由来資材からの転換、未利用エネルギーの活用等が必要。
- ・農林漁業者が環境負荷低減に取り組む際の、労働負荷軽減や生産コストの低下、付加価値の向上などに寄与する技術の開発、普及が必要。
- ・生産者（川上）から消費者（川下）までの、持続可能な農林水産業のバリューチェーン（価値連鎖）構築に向けて関係者の理解促進等が必要。

(3) 環境負荷低減等に関する目標 [法第16条第2項第1号]

【5年後の目標】

項目	現状	目標
有機農業の取組面積	97ha (R2)	190ha (R12)
有機農業指導員育成数	10人 (R3)	50人 (R12)
グリーンな栽培体系への転換実施地区 (※)	- (R2)	10地区 (R9)
I P M技術の導入促進	2 (R4)	28部会 (R9)
各部会の防除暦 (化学農薬) のリスク評価	- (R4)	8品目 (R9)
主要品目の環境に配慮した栽培暦への変更	- (R4)	8品目 (R9)
ぎふ清流G A P実践率	- (R1)	35% (R7)
ぎふ清流G A P消費者認知度	- (R1)	25% (R7)
地産地消率	48% (R3)	52% (R7)

※国のみどりの食料システム戦略交付金のうち、「グリーンな栽培体系への転換サポート事業」を活用し、スマート農業など省力化に資する技術に加え、環境に優しい栽培技術を導入した産地 (地区) のこと。

### 3 将来像達成に向けた講ずべき施策

#### (1) 環境負荷低減事業活動の促進 [法第16条第2項第2号]



本県における環境負荷低減事業活動として、有機農業、化学肥料・化学農薬の使用量を低減する取組み、温室効果ガスの削減の取組み等を位置付けることとし、その促進を図るため、以下の施策を推進する。

#### ①環境負荷低減農業の推進

##### <有機農業の推進>

- ・ 農業者が有機農業に参入あるいは転換しやすい体制を整備する。
- ・ 試験研究機関及び農林事務所等と連携し、一層の化学肥料・農薬の使用量低減手法を検討し、有機農業の普及を図る。
- ・ 主要作物のほか、特産品や伝統野菜など地域の気候や特性に合った作物を選定し、有機農業の取組面積の拡大を図る。
- ・ 有機農業者のネットワーク化や地域内流通を促進し、幅広い販路に合わせた流通システムの構築を図る。

##### <化学肥料・化学農薬使用量の低減>

- ・ 農業者が、環境負荷低減と経営強化の双方にバランスのとれた農業の実践を目指すため「ぎふ清流GAP」への技術面のフォローアップを強化する。
- ・ 農業現場における効率的なGAP実践のため、タブレットによる自己点検とVR技術を用いた遠隔リアルタイム農場評価を実施する。
- ・ 堆肥利用促進のため、耕畜連携モデルの構築や、耕種農家のニーズに即した堆肥生産・流通等を支援する。
- ・ 生産者組織、JA等と連携し、土壌診断や地力診断の実施により、分析に基づき適正量施肥する仕組みを構築するほか、耕種的防除やIPM等環境負荷低減技術の確立と実証を進め、代替技術の確立と普及を推進する。
- ・ 農業集落排水汚泥の農地還元等に資する施設の計画的な補修、更新の取組みを支援する。

## ②温室効果ガスの削減

- ・ 燃油使用量等の低減を図るため、施設園芸農家等に対し、省エネ設備の導入等を推進する。
- ・ 堆肥の好気性発酵を促進する施設・設備の整備を支援する。
- ・ 農林水産業における木質バイオマスのエネルギー利用促進による二酸化炭素排出量の削減に努める。
- ・ 省エネルギータイプの高性能林業機械導入を促進する。

## ③その他、環境負荷低減事業活動

- ・ プラスチック被覆肥料の流出防止対策と、環境への影響を考慮した代替肥料への転換を推進する。
- ・ 園芸品目等におけるバイオ炭の活用や生分解性マルチの導入促進等を図る。

## (2) 特定環境負荷低減事業活動 [法第 16 条第 2 項第 3 号]

国の施策（みどりの食料システム戦略推進交付金等）も活用し、地域の要望等に応じて、今後、同事業の実施を検討する。

## (3) 基盤確立事業の活用促進 [法第 16 条第 2 項第 4 号]



スマート農業やデータ活用型農業は、省力化や資材投入の適正化等を通じて環境負荷低減の取組みにも寄与するものであり、その加速化に向けて以下の取組みを推進する。また、試験研究機関において環境負荷低減に資する技術開発を進める。

### ①スマート農業・データ活用型農業の加速化

- ・ 農業生産、流通、販売に関わる事業者等や関係機関が連携し、農業に関する様々なビッグデータを結び付け、有益なデータとして活用できるプラットフォームを構築する。
- ・ スマート農業技術などの省力化技術に、環境へ配慮した栽培技術を加えたグリーンな栽培体系への転換を推進する。
- ・ 自動運転トラクタ等の高額機器のシェアリング等により、導入コストの低減を図る。



## ②新品種育成、技術開発

- ・有機JAS適合資材の利用法や新たな防除手法、土壌や堆肥の養分利用技術など、減化学肥料・農薬栽培や有機農業に必要な技術開発を進める。
- ・プラスチック被覆肥料の代替肥料検討や、未利用資源を活用した肥料・防除資材開発、土壌炭素貯留実証など環境負荷低減技術の開発を進める。
- ・病害虫に強く、生産性や品質に優れた品種開発を進める。
- ・気候変動に対応した栽培技術や農薬に頼らない安全な病害虫防除方法などの技術開発を進める。

## (4) 環境負荷低減事業活動による生産物の流通・消費の促進 【法第16条第2項第5号】



### 【GAP農産物、有機農産物の流通】

- ・環境に配慮した農産物やGAP農産物のPRと認知度向上を図るため、ぎふ清流GAPパートナーと連携して農産物販売フェア等を開催する。
- ・有機農業者のネットワーク化や地域内流通を促進し、幅広い販路に合わせた流通システムの構築を図る。【再掲】

### 【多種多様な需要と供給に対応した流通】

- ・地産地消県民運動の全県展開を通じ、農業の持続可能性に配慮した消費行動を普及啓発する。
- ・県内外のアンテナショップや専用ホームページ、SNS等での情報発信を強化する。
- ・生産者自らが販売価格や規格を設定できる朝市・直売所への活動支援を強化する。
- ・流通の合理化・高度化を図るための卸売市場の再整備を促進する。

### 【地域の食品事業者と連携した販路開拓】

- ・6次産業化サポートセンターを設置し、加工品の商品企画力や製造技術の向上に資する専門家派遣等を実施する。
- ・名古屋市栄の情報発信拠点「GIFTS PREMIUM」を活用し、6次産業化商品の販路拡大に向けた効果的なPR活動を展開する。

## (5) その他環境負荷低減事業活動の促進等に関連する取組み [法第16条第2項第6号]



### <農林漁業者、関係団体等の取組み>

- ・農林漁業者は、関係団体等と連携して、地域の実状や品目の特性に応じた代替技術の導入等により、環境負荷低減事業活動等の取組みを段階的に推進することで、農林水産物の安定生産・供給体制の構築を図る。
- ・流通販売業者は、生産者と消費者をつなぐ架け橋となり、産地の取組みを消費者につなぐことで理解促進と消費拡大を図る。

### <その他の取組み>

- ・有機農業の推進のため、県推進体制及び市町村、JA、農業者等で構成する地域推進体制（プロジェクトチーム）を整備する。
- ・有機農業に関する知識や技術を指導、助言できる人材を育成する。
- ・時間や場所を選ばず遠隔でも視聴可能とするベテラン普及指導員の栽培指導動画の配信や、就農研修拠点などの環境、生育、病害診断データを現場で活用可能とする「データ活用型普及指導」を展開する。
- ・農業分野における食品ロス削減の取組みの一つとして、規格外農産物等を継続的にフードバンク団体等へ提供する体制づくりを支援する。
- ・高品質安定生産に向け、MPS（花き産業総合認証）を推進する。
- ・有機農業やジビエ体験など農村地域の農業や生活、自然などが体感できるグリーンツーリズムを推進する。
- ・天然資源の増加につながる持続可能な種苗生産供給体制の確立を図る。
- ・農林漁業の事業活動等に資する農業水利施設を利活用した小水力発電施設の適正な運営を支援する。
- ・省エネルギータイプの高性能林業機械の導入を促進するほか、農業施設における木質バイオマスの熱利用を促進するため、木質燃料供給事業者とのマッチング等を行う。
- ・環境負荷低減の取組みと併せて、持続可能な森林づくりや二酸化炭素吸収源として重要な課題である、再生林・保育対策を進める。

## 4 その他（関連する計画）

### （１）ぎふ農業・農村基本計画

計画期間：令和３年度から令和７年度まで

中間見直し：「みどりの食料システム戦略」や「食料安全保障」などへの対応を踏まえ、令和４年度末に中間見直し（予定）

### （２）岐阜県有機農業推進計画

計画期間：令和５年度から令和１２年度まで

※令和４年度末に策定（予定）

# 清流の国ぎふ憲章

～ 豊かな森と清き水 世界に誇れる 我が清流の国 ～

「清流の国ぎふ」に生きる私たちは、

**知**

清流がもたらした  
自然、歴史、伝統、文化、技を知り学びます

**創**

ふるさとの宝ものを磨き活かし、  
新たな創造と発信に努めます

**伝**

清流の恵みを新たな世代へと守り伝えます

平成26年1月31日 「清流の国ぎふ」づくり推進県民会議